

# いじめ防止基本方針

令和 8 年度

珠洲市立上戸小学校

## 目次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
0	いじめ防止基本方針の位置付け	・ ・ ・ ・ ・
1	いじめの定義	・ ・ ・ ・ ・
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・
	(1) いじめの未然防止	
	① いじめを許さない雰囲気づくり	
	② 分かる授業づくりの推進	
	③ 自己有用感や自己肯定感の涵養	
	④ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定	
	⑤ いじめ未然防止の取組の検証	
	(2) いじめの早期発見	・ ・ ・ ・ ・ 2
	① アンケート調査や教育相談の実施	
	② 教師と児童の信頼関係の構築	
	③ 家庭や地域との連携	
	④ 教職員間の情報共有	
	(3) いじめに対する措置	・ ・ ・ ・ ・ 2
	① 組織的な指導體制の確立	
	② 関係機関との連携	
	③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のために実施する施策	・ ・ ・ ・ ・ 3
	(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）	・ ・ ・ ・ ・ 3
	① 目的	
	② 構成	
	③ 役割	
	(2) いじめの防止等の具体的な取組	・ ・ ・ ・ ・ 3
	① 授業改善に関わる取組	
	② 道徳教育や人権教育等の充実	
	③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組	
	④ 児童会の取組	
	⑤ 情報モラル教育の充実	
	⑥ アンケートや教育相談	
	⑦ 校内研修の実施	
	⑧ 家庭や地域との連携	

(3) いじめの早期発見に関する留意事項	.....	4
①学校で分かるいじめ発見のポイント		
②家庭で分かるいじめ発見のポイント		
(4) いじめへの対処に関する留意事項	.....	7
①いじめを受けている児童への対応		
②いじめを行っている児童への対応		
③いじめを受けている児童の保護者への対応		
④いじめを行っている児童の保護者への対応		
⑤周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応		
2 重大事態への対処		
(0) 平時からの備え	.....	10
(1) 重大事態の発生と報告	.....	10
①重大事態の意味		
②重大事態の報告		
③重大事態への基本姿勢		
(2) 重大事態の調査	.....	11
(3) 調査結果の提供及び報告	.....	11
①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供		
②調査結果の報告		
<参考法令等>	.....	12

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめ防止基本方針の位置付け

本校は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、石川県及び珠洲市の基本方針を参酌し、本校におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、本方針を策定する。

また、重大事態への対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」を踏まえ、児童の生命・心身の保護を最優先として、迅速かつ適切に対応する。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童が一定の人的関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、その児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### （1）いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

#### ① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。

#### ② 分かる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、個に応じ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づ

くりを行う。

### ③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

### ④ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

### ⑤ いじめ未然防止の取組の検証

「児童アンケート（年2回実施）の『学校は楽しい』の項目に肯定的な意見を回答した児童が全体の90%以上であること」をもって、未然防止の取組の検証の規準とする。

## （2）いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応する。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### ① アンケート調査や教育相談の実施

年間計画に基づき、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。

### ② 教師と児童の信頼関係の構築

休み時間や放課後等での会話や声かけを通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

### ③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して家庭との連携を図るとともに、地域や関係機関とも連携する。

### ④ 教職員間の情報共有

児童理解の会を定期的に行い、教職員間の情報共有を行う。

## （3）いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ問題対策チームに報告し、組織的に対応する。

いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくともいじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、かつ少なくとも3か月継続していることを目安とする。

### ① 組織的な指導体制の確立

校内に「いじめ問題対策チーム」を組織し、組織的対応を徹底する。

### ② 関係機関との連携

必要に応じて教育委員会、警察、児童相談所、SC、SSW等の関係機関と連携する。

### ③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除依頼等の措置を行う。

また、GIGAスクール構想による一人1台端末環境を踏まえ、SNS利用やオンライン上の人権侵害防止について情報モラル教育を推進する。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する施策

#### (1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

##### ① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、迅速かつ積極的な対応を行う。

##### ② 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、養護教諭、SC、いじめ対応アドバイザー等とし、必要に応じて関係教職員を加える。

##### ③ 役割

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめ防止等に向けた取組の進捗確認・検証
- ・教育相談やアンケート結果の分析
- ・教職員の共通理解と情報共有
- ・重大事態発生時の対応
- ・教育委員会や関係機関との連携

## (2) いじめの防止等の具体的な取組

### ① 授業改善に関わる取組

児童一人一人を大切にした授業づくりを進める。

### ② 道徳教育や人権教育等の充実

学校教育活動全体を通じて、人権意識や思いやりの心を育成する。

### ③ 有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、互いを認め合う活動を推進する。

### ④ 児童会の取組

児童会活動や縦割り班活動等を通じて、主体的ないじめ防止活動を推進する。

### ⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守るものの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達段階に応じて体系的に推進する。

また、携帯電話・インターネット・SNS等の利用によるトラブルや誹謗中傷、仲間外し等について、家庭と連携しながら適切に指導を行う。

特に、GIGA スクール構想による1人1台端末環境においては、オンライン上の人権侵害や不適切な書き込み等の未然防止に向けた指導を徹底する。

### ⑥ アンケートや教育相談

学期に1回以上のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施する。

### ⑦ 校内研修の実施

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施する。

また、重大事態発生時の初期対応、組織的対応、報告体制、時系列記録の保存方法等について、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた研修を実施する。

SC 及び SSW 等の専門スタッフとも連携し、児童理解やケース対応に関する研修の充実を図る。

### ⑧ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針について、児童・保護者・地域に周知し、連携協力体制を構築する。

## (3) いじめの早期発見に関する留意事項

児童の表情や言動、友人関係、持ち物の変化等を丁寧に観察し、小さなサインを見逃さないよう努める。

また、家庭との連携を密にし、児童の変化について情報共有を図る。

### ① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

- いじめを受けている児童が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遅刻・欠席が増える</li> <li>○ 表情が冴えず、うつむきがちになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い</li> <li>○ 出席確認の声が小さい</li> </ul>
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 忘れ物が多くなる</li> <li>○ 用具、机、椅子等が散乱している</li> <li>○ 一人だけ遅れて教室に入る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 涙を流した気配が感じられる</li> <li>○ 周囲が何となくざわついている</li> <li>○ 席を替えられている</li> </ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正しい答えを冷やかされる</li> <li>○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる</li> <li>○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる</li> <li>○ ひどいアダ名で呼ばれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループ分けて孤立することが多い</li> <li>○ 保健室によく行くようになる</li> <li>※ 不まじめな態度で授業を受ける</li> <li>※ ふざけた質問をする</li> <li>※ テストを白紙で出す</li> </ul>
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人でいることが多い</li> <li>○ わけもなく階段や廊下等を歩いている</li> <li>○ 用もないのに職員室等に来る</li> <li>○ 遊びの中で孤立しがちである</li> <li>○ プロレスごっこで負けることが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中してボールを当てられる</li> <li>○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている</li> <li>※ 大声で歌を歌う</li> <li>※ 仲良しでない者とトイレに行く</li> </ul>
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食べ物にいたずらをされる</li> <li>○ グループで食べる時、席をはなしている</li> <li>○ その児童が配膳すると嫌がられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる</li> <li>※ 好きな物を級友に譲る</li> </ul>
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目の前にゴミを捨てられる</li> <li>○ 最後まで一人でする</li> <li>○ 椅子や机がぼつんと残る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ さぼることが多くなる</li> <li>※ 人の嫌がる仕事を一人でする</li> </ul>
放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている</li> <li>○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある</li> <li>○ 急いで一人で帰宅する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用事がないのに学校に残っている日がある</li> <li>○ 部活動に参加しなくなる</li> <li>※ 他の子の荷物を持って帰る</li> </ul>

○ いじめを行っている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている</li> <li>○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする</li> <li>○ 自分の宿題をやらせている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する</li> <li>○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をついたりしている</li> <li>○ 授業の後片付けを押しつけている</li> </ul>
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている</li> <li>○ けんかするよう仕向けている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動の際等、自分の道具を持たせている</li> <li>○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている</li> </ul>
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている</li> <li>○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う</li> </ul>
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑巾がげばかりさせている</li> <li>○ 雑巾を絞らせている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする</li> </ul>
放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の用事に付き合わせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る</li> </ul>

<注意しなければならない児童の様子>

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活気がなく、おどおどしている</li> <li>○ 寂しそうな暗い表情をする</li> <li>○ 手遊び等が多くなる</li> <li>○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視線を合わさない</li> <li>○ 教師と話するとき不安な表情をする</li> <li>○ 委員を辞める等やる気を失う</li> </ul> <p>※ 言葉遣いが荒れた感じになる</p>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科書等にいたずら書きされる</li> <li>○ 持ち物、靴、傘等を隠される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刃物等、危険な物を所持する</li> <li>○ 服装が乱れたり破れたりしている</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる</li> <li>○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある</li> <li>○ 教材費、写真代等の提出が遅れる</li> <li>○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる</li> <li>○ SNSのグループから故意に外される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする</li> <li>○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている</li> </ul> <p>※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる</p>

## ② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

<いじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

<インターネットを通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

## (4) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、当事者双方や周囲の児童から丁寧に事情を聞き、事実関係を正確に把握する。被害児童の安全確保を最優先にするとともに、保護者との連携を密にし、継続的な見守りを行う。

また、いじめを行った児童についても背景や心理状態を理解しながら、教育的配慮の下で指導を行う。

## ① いじめを受けている児童への対応

### 【学校】

- ・ いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。
- ・ いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

### 【家庭に望むこと】

- ・ 子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信をもたせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示して、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

## ② いじめを行っている児童への対応

### 【学校】

- ・ 頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・ いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・ いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

## 【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

### ③いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

### ④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

### ⑤ 周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## 2 重大事態への対処

### (0) 平時からの備え

重大事態に備え、法令・国の基本方針・重大事態ガイドラインについて教職員の共通理解を図り、対応手順や役割分担を校内研修等で確認する。また、教育委員会や関係機関との連携体制を平時から構築する。

### (1) 重大事態の発生と報告

#### ① 重大事態の意味

##### ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

##### イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・「相当の期間」の目安は年間 30 日
- ・一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査に着手する

※児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### ② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

#### ③ 重大事態への基本姿勢

重大事態が発生した場合、又は重大事態が発生した疑いがある場合には、学校のみで判断せず、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

また、児童や保護者から「重大事態に至った」との申立てがあった場合は、学校が重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

学校は、事実関係を隠蔽することなく、公平性・中立性を確保しながら調査を行い、再発防止に

取り組む。

被害児童の安全確保及び心身のケアを最優先とし、保護者に対しては、経過や今後の対応について丁寧かつ継続的に説明を行う。

また、アンケート、聞き取りメモ、時系列記録等については、調査資料として適切に保存する。

## (2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために調査を行う。

学校が調査主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて専門家を加え、教育委員会の指導の下で調査する。

調査に当たっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、次の事項に留意する。

- ・被害児童及び保護者の心情に寄り添うこと
- ・児童の安全確保を最優先とすること
- ・客観的な事実関係を可能な限り網羅的に整理すること
- ・アンケート結果、聞き取り記録、対応経過等を適切に保存すること
- ・不都合な事実があった場合でも隠蔽せず、事実に向き合うこと
- ・再発防止につながる検証を行うこと

## (3) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に説明する。

その際、個人情報に十分配慮しつつ、事実関係、再発防止策、今後の支援等について誠実に説明する。

### ② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

また、被害児童又はその保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書を調査結果に添えて報告する。

調査資料及び記録については、教育委員会の指導の下、適切に保存する。

### <参考法令等>

- ・いじめ防止対策推進法
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）
- ・石川県いじめ防止基本方針
- ・珠洲市いじめ防止基本方針

※本資料は、令和7年度版（14 ページ構成）を基本として、構成・詳細記載・各種対応例・発見ポイント一覧等を原則踏襲した令和8年度増補改訂版である。

※令和8年度版では、以下の内容を中心に加筆・更新した。

- ・「いじめ防止対策推進法」「国の基本方針」「重大事態ガイドライン」に基づく記載の明確化
- ・重大事態発生時の初期対応、報告、記録保存、調査姿勢等の追記
- ・SC（スクールカウンセラー）及びSSW（スクールソーシャルワーカー）との連携強化
- ・GIGA スクール構想及びSNS・オンライン上のいじめ対応に関する記載の現代化
- ・重大事態調査時の保護者説明責任及び再発防止の明記

※それ以外の内容については、令和7年度版の実践的内容を維持し、学校現場で活用しやすい構成とした。